

3月臨時教育委員会 会議録

日 時	令和4年3月28日(月) 午前9時55分～午前10時35分									
場 所	教育長室									
出席委員	數野教育長・市川職務代理者・原委員・末木委員・岡田委員									
出席事務局職員	土屋教育総室長・樋口総務課長・内藤学事課長・佐久間歴史文化財課長・寺田学校教育課長・碓井甲府商科専門学校事務局長・森本生涯学習課長・橘田総務課課長補佐・吉田総務課主任									
傍 聴 人	なし									
署名委員										
委員会書記										
・会議録署名委員の指名 末木委員										
<table border="0"><tr><td></td><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">數野</td><td></td></tr><tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">原</td><td></td><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市川</td></tr><tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">末木</td><td></td><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">岡田</td></tr></table>			數野		原		市川	末木		岡田
	數野									
原		市川								
末木		岡田								

1 開会

數野教育長

ただいまから3月臨時教育委員会を開会します。

2 会議録署名委員の指名

數野教育長

会議録の署名委員は、末木委員を指名します。

3 議事

(1) 議題

數野教育長

議題 第8号 甲府市教育委員会事務分掌規則の一部改正について

第9号 甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部改正について(学事)

第10号 甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部改正について

(生涯学習及び歴史文化財)

資料に基づきまして、樋口総務課長より一括して説明をお願いします。

(樋口総務課長から資料に基づいて説明。)

數野教育長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問等ありませんか。

原委員

学校給食費の徴収管理に関する事で、何名かの保護者の方から、子ども手当から直接、給食費を引いてもらえるとありがたいという意見が出ています。申込書にチェック欄を設けて、最初から給食費を子ども手当から引いてもらうように手続きをとることは可能でしょうか。

内藤学事課長

申請書には、給食費が未納となった場合に子ども手当から給食費を引くというチェック項目のみを設けているため、最初から給食費を子ども手当から引くことはできませんが、今後検討していきたいと思います。また、保護者が公務員の場合は子ども手当から給食費を徴収することができませんので、そちらも今後検討していきます。

原委員

かなり要望が多い部分であったため、保護者の方に有益な方法を用意していただきたいと思います。

數野教育長

他にはいかがでしょうか。

市川委員

この資料における民族資料館とは、どの施設を指しているのでしょうか。

佐久間歴史文化財課長

玉諸公園内にある施設が旧民俗資料館になります。

數野教育長

他にはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

原案のとおり決定するということではよろしいでしょうか。

それでは原案のとおり決定いたしました。

【原案どおり決定】

(教育委員会決定)

數野教育長

次の議題に移りますので、担当者が入れ替わります。

(学事課長・生涯学習課長・歴史文化財課長 退室、学校教育課長 入室)

議題 第11号 甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について
資料に基づきまして、寺田学校教育課長から説明をお願いします。

(寺田学校教育課長から資料に基づいて説明。)

數野教育長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問等ありませんか。

原委員

対象者は学校職員とありますが、教員の方は対象になりますか。

寺田学校教育課長

対象になります。甲府商業高校と甲府商科専門学校の教職員を対象としております。なお、小中学校の教職員につきましては、任命権を有する山梨県教育委員会の条例・教育委員会規則によるものとされており、既に同趣旨の休暇が設けられている状況となっております。

原委員

男性の方も対象となりますか。

寺田学校教育課長

男性の方でも、条件を満たせば対象となります。

原委員

第19条の2で「不妊治療については、体外受精及び顕微授精とする。」とありますが、不妊治療として最初に行われる人工授精は対象にはならないのでしょうか。

寺田学校教育課長

確認をいたします。

原委員

採卵の作業や誘発剤を打つ作業もあり、とてもタイミングが重要な治療であるため、教員の方は休暇を取るのがとても困難な職種なのは理解していますが、本人の希望に応じた柔軟な対応をとっていただきたいと思っております。

數野教育長

規則については、細部まで記載を行ってしまうと、新しい治療法が出た時に対象外となってしまう可能性もあるため、広く解釈ができるような記載としております。ただし、患者本人から対象の有無について確認があったときは、教育委員会として回答をする必要がありますので、寺田先生には今後も理解を深めていただき、柔軟な運用ができるように対応していきたいと思っております。

原委員

不妊治療の休暇が5日間、10日間であるというのはどこかに記載がありますか。

寺田学校教育課長

条例に記載があります。

數野教育長

他にはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

原案のとおり決定するということによろしいでしょうか。

それでは原案のとおり決定いたしました。

【原案どおり決定】

(教育委員会決定)

數野教育長

次の議題に移りますので、再度担当者が入れ替わります。

(学校教育課長 退室、甲府商科専門学校事務局長 入室)

議題 第12号 甲府市立甲府商科専門学校管理規則の一部改正について

第13号 甲府市立甲府商科専門学校学則の一部改正について

資料に基づきまして、碓井甲府商科専門学校事務局長から説明をお願いします。

(碓井甲府商科専門学校事務局長から資料に基づいて説明。)

數野教育長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問等ありませんか。

末木委員

第12号の新旧対応表において、「学生の保護者その他の」という文言を削除した場合、残る文章が「学校の関係者」というものになりますが、学校評価に関わる「学校の関係者」とはどのような人物を指していますか。

碓井甲府商科専門学校事務局長

本校には後援会というものがあり、保護者の方を含め、経済的に学生様を支援している方達が加入するものとなっています。今までも、後援会の代表者が「学生の保護者その他の学校の関係者」として評価を行っておいりましたので、規則の一部改正により「学校の関係者」と文言が変わったとしても、立場は変わらずに評価を行っていただけることとなります。また、学校評価に関わる「学校の関係者」については、現行と変わらず、後援会の方、甲府商業高校の校長先生、地域の自治会の代表者の方、企業の代表者の方が対象となります。

數野教育長

他にはいかがでしょうか。

岡田委員

成年年齢が18歳に引き下げられることで、規則等も変更になりますが、学生が18歳に到達したときに、特別大きく変わることや、想定されることはありますか。

碓井甲府商科専門学校事務局長

今の学生が18歳を迎えた時にいきなり成人として扱われることについて、戸惑いもあるかと思しますので、一般の教養課程や研修等を通して、心構えや何が起こるのかを伝える機会を設けていきたいと考えています。

數野教育長

他にはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

原案のとおり決定するということによろしいでしょうか。

それでは原案のとおり決定いたしました。

【原案どおり決定】

(教育委員会決定)

數野教育長

次の議題に移りますので、再度担当者が入れ替わります。

(甲府商科専門学校事務局長 退室、生涯学習課長 入室)

議題 第14号 甲府市社会教育委員の会議規則の一部改正について

資料に基づきまして、森本生涯学習課長から説明をお願いします。

(森本生涯学習課長から資料に基づいて説明。)

數野教育長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問等ありませんか。

よろしいでしょうか。

原案のとおり決定するということによろしいでしょうか。

それでは原案のとおり決定いたしました。

【原案どおり決定】

(教育委員会決定)

數野教育長

次の議題に移りますので、再度担当者が入れ替わります。

(生涯学習課長 退室、歴史文化財課長 入室)

議題 第15号 甲府市指定文化財の指定について

資料に基づきまして、佐久間歴史文化財課長から説明をお願いします。

(佐久間歴史文化課長から資料に基づいて説明。)

數野教育長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問等ありませんか。

市川委員

今はどのような状態で保存されていますか。

佐久間歴史文化課長

現在は穴切大神社の拝殿の壁面に飾られており、拝殿に入れば見る事が可能となっています。屋内に飾ってあることから、保存状態が良く、色も保っています。

市川委員

有形文化財として指定を受けて、設置場所が変わることはありますか。

佐久間歴史文化課長

飾られている場所は変わりませんが、4月に例大祭があるため、その時に一般の方にも見る機会を作っていきたいと考えています。

市川委員

若干痛みもある様に見受けられますので、文化財として指定を受けたのは大変ありがたい話ですが、保存方法については適宜、神社の方と話し合っただけであればと思います。

佐久間歴史文化課長

現在、絵馬については天井近くに飾られていますので、一般の方に触られることはありませんが、保存方法については注意していきたいと思います。

數野教育長

他にはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

原案のとおり決定するということではよろしいでしょうか。

それでは原案のとおり決定いたしました。

【原案どおり決定】

(教育委員会決定)

3 その他

數野教育長

その他何かありますでしょうか。

寺田学校教育課長

先ほどの不妊治療についての質問の件になりますが、調べましたところ、一般不妊治療については5日、体外受精・顕微授精については10日ということが、厚生労働省の「不妊治療と仕事の両立サポートハンドブック」の通院機関の目安に定められているため、それに準じて設定しております。また、休暇については、本人が希望する時期に特別休暇として不妊治療休暇を付与する形となっております。

原委員

ありがとうございます。

數野教育長

他にはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

4 閉会

數野教育長

それではこれもちまして、3月臨時教育委員会を閉会します。